狛江市都市計画概要

凡　例
内務省告示＝内告
建設省告示＝建告
東京都告示＝都告
狛江市告示＝市告

用途地域の告示

告示年月日	告示番号
昭和17年4月30日	内務省告示第 260号
昭和30年4月12日	建設省告示第 437号
昭和38年1月18日	建設省告示第 50号
昭和48年11月20日	東京都告示第1205号
昭和56年4月10日	東京都告示第 381号
昭和61年3月17日	東京都告示第 275号
平成元年10月11日	東京都告示第1040号
平成3年2月28日	東京都告示第 200号
平成8年5月31日	東京都告示第 671号
平成13年7月6日	東京都告示第 896号
平成16年6月24日	東京都告示第1079号
平成18年6月23日	東京都告示第1032号
平成30年3月30日	狛江市告示第 122号
平成31年3月1日	狛江市告示第 63号

高度地区の告示

告示年月日	告示番号
昭和45年12月22日	狛江市告示第 53号
昭和48年4月18日	狛江市告示第 4号
昭和56年4月10日	狛江市告示第 6号
昭和58年11月30日	狛江市告示第 38号
昭和61年3月17日	狛江市告示第 93号
平成元年10月11日	狛江市告示第 34号
平成3年2月28日	狛江市告示第 69号
平成8年5月31日	狛江市告示第 58号
平成11年11月11日	狛江市告示第 89号
平成13年7月6日	狛江市告示第124号
平成16年6月24日	狛江市告示第113号
平成18年9月1日	狛江市告示第152号
平成30年3月30日	狛江市告示第123号
平成31年3月1日	狛江市告示第 64号

防火地域及び準防火地域の告示

告示年月日	告示番号
昭和30年4月12日	建設省告示第438号
昭和38年1月18日	建設省告示第 52号
昭和48年11月20日	狛江市告示第 38号
昭和56年4月10日	狛江市告示第 8号
昭和61年3月17日	狛江市告示第 94号
平成元年10月11日	狛江市告示第 37号
平成3年2月28日	狛江市告示第 70号
平成8年5月31日	狛江市告示第 57号
平成13年7月6日	狛江市告示第125号
平成16年6月24日	狛江市告示第114号
平成30年3月30日	狛江市告示第124号

日影規制

告示年月日	告示番号
昭和53年7月14日	東京都条例第 63号
昭和56年4月10日	東京都条例第 61号
平成元年10月11日	東京都規則第 95号
平成8年3月29日	東京都条例第 41号
平成16年6月23日	東京都条例第120号

生産緑地地区の告示

告示年月日	告示番号
平成4年10月29日	狛江市告示第 72号
平成5年6月16日	狛江市告示第 25号
平成5年10月25日	狛江市告示第 49号
平成7年11月14日	狛江市告示第 64号
平成8年9月17日	狛江市告示第 89号
平成9年10月30日	狛江市告示第 63号
平成10年9月14日	狛江市告示第 80号
平成11年11月11日	狛江市告示第 90号
平成12年9月12日	狛江市告示第108号
平成13年9月13日	狛江市告示第160号
平成14年9月13日	狛江市告示第181号
平成15年9月18日	狛江市告示第255号
平成16年9月15日	狛江市告示第152号
平成17年9月14日	狛江市告示第146号
平成18年10月20日	狛江市告示第193号
平成19年11月9日	狛江市告示第209号
平成20年11月10日	狛江市告示第249号
平成21年11月20日	狛江市告示第238号
平成22年11月18日	狛江市告示第369号
平成23年11月28日	狛江市告示第406号
平成24年11月22日	狛江市告示第422号
平成25年11月29日	狛江市告示第410号
平成26年12月26日	狛江市告示第454号
平成27年11月27日	狛江市告示第445号
平成28年11月28日	狛江市告示第467号
平成29年12月22日	狛江市告示第450号
平成30年11月30日	狛江市告示第418号
令和元年12月12日	狛江市告示第349号
令和2年12月28日	狛江市告示第338号
令和3年12月24日	狛江市告示第337号
令和4年10月20日	狛江市告示第291号

用途地域別建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限 ○　建てられる用途 ×　建てられない用途 ①、②、③、④、△、□：面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	☆第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	☆第二種住居地域	☆準住居地域	☆田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	☆工業地域	☆工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり。
店舗等	店舗等の床面積が　150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③2階以下 ④物品販売店舗及び飲食店を除く。 □農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が　150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	□	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が　500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が　1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が　3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が　150㎡以下のもの	×	×	×	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△　2階以下
	事務所等の床面積が　150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が　500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		×	×	×	×	△	○	○	×	○	○	○	×	×	△　3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	×	×	×	×	△	○	○	×	○	○	○	○	×	△　3,000㎡以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	△	△	×	○	○	○	△	△	△　10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	△	△	×	○	○	○	△	×	△　10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	△	×	○	○	○	×	×	△　客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	△	×	×	△　個室付浴場等を除く。
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	△	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△　600㎡以下
	自動車教習所	×	×	×	×	△	○	○	×	○	○	○	○	○	△　3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	×	×	△	△	△	△	○	×	○	○	○	○	○	△　300㎡以下　2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	①　600㎡以下　1階以下 ②　3,000㎡以下　2階以下 ③　2階以下
		※一団地の敷地内について別に制限あり。													
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	①　2階以下かつ1,500㎡以下 ②　3,000㎡以下 □　農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
	自家用倉庫	×	×	×	①	②	○	○	□	○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	×	×	△	○	○	×	○	○	○	○	○	△　3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。　△　2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	□	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり。 作業場の床面積 ①　50㎡以下　②　150㎡以下 □　農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	×	③	③	○	○	○	原動機の制限あり。　作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下　③300㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	×	○	○	○	○	○	①　1,500㎡以下　2階以下 ②　3,000㎡以下
	量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	

（注1）本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。
（注2）卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等は、都市計画区域内においては都市計画決定が必要など、別に規定があります。
☆…狛江市にはありません。

市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域　　既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。

市街化調整区域　　市街化を抑制すべき区域。

決定年月日 告示番号	都市計画 区域面積	市街化 区域面積	市街化調整 区域面積	変更年月日 告示番号
昭45.12.26 都告示1409号	639ha	582ha	57ha	昭56.5.27　都告第 560号 平2.3.9　都告第 263号 平5.11.22　都告第1247号 平8.5.31　都告第 651号 平16.6.24　都告第1059号

用途地域

都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備・都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途や容積などにより規制する。

種類	建蔽率	容積率	面積	比率
第一種低層住居専用地域	40 %	80 %	約 357.9 ha	約 61.5 %
	50	100	14.5	2.5
	50	150	1.7	0.3
	小計		374.1	64.3
第一種中高層住居専用地域	60	200	104.2	17.9
	小計		104.2	17.9
第二種中高層住居専用地域	60	200	0.3	0.1
	小計		0.3	0.1
第一種住居地域	60	200	35.9	6.2
	小計		35.9	6.2
近隣商業地域	80	200	35.2	6.0
	80	300	6.2	1.1
	小計		41.4	7.1
商業地域	80	400	1.2	0.2
	小計		1.2	0.2
準工業地域	60	200	13.9	2.4
	60	300	11.0	1.9
	小計		24.9	4.3
合計			約 582.0 ha	100 %

高度地区

種別	第一種高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区	20m第一種高度地区	25m第二種高度地区	30m第二種高度地区	計
面積(ha)	372.4	2.1	17.0	35.1	136.0	18.0	580.6

防火地域、準防火地域が指定されている地域の建築物の防火上の制限

地域＼規模＼構造		耐火建築物(※1)としなければならないもの	耐火(※1)または準耐火建築物(※2)としなければならないもの	木造建築物（防火構造(※3)）で一定の技術的基準に適合したもの	木造建築物（防火構造(※3)）でよいもの
防火地域（法61条）	階数	階数が3以上のもの	左記以外のもの	原則として木造の建物は禁止されます	
	延べ面積	100㎡を超えるもの			
準防火地域（法62条）	階数	階数が4以上のもの（地階を除く）	階数が3のもの（地階を除く）	階数が3のもの（地階を除く）	階数が2以下のもの（地階を除く）
	延べ面積	1,500㎡を超えるもの	500㎡を超え1,500㎡以下のもの	500㎡以下のもの	

※1 耐火建築物とは、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、耐火被覆をした鉄骨造など。
※2 準耐火建築物とは、鉄骨造、木造等で一定の技術的基準に適合するもの。
※3 防火構造とは、鉄網モルタル、タイル張りなどで外壁などを規定の厚さ以上で仕上げたもの。

都市計画施設等の区域内における建築の規制

（建築の許可）

狛江市内の都市計画道路や都市計画公園・緑地などの都市計画施設の区域内において建築物を建築する際は、都市計画法第53条第1項の規定により、市長の許可を受ける必要があります。この許可を必要とする方は、狛江市都市建設部まちづくり推進課までお問合せください。

敷地面積の最低限度

第一種低層住居専用地域（一部を除く）に「敷地面積の最低限度100㎡以上」の制限を定めています。
告示日以前から、制限値を満たしていない建築敷地は既存不適格となり、敷地をそのまま利用する限り建て替えは可能です。
告示日以後、建築を目的とした敷地を分割する場合は、敷地の面積を制限値以上にしなければ、建築確認ができなくなりますので、注意してください。

告示年月日	告示番号	変更内容
平成16年6月24日	都告第1079号	駒井町上村中土地区画整理事業地区内
平成18年6月23日	都告第1032号	上記以外の第一種低層住居専用地域（一部を除く）

地区計画

名称	東野川四丁目地区地区計画	位置	狛江市東野川四丁目地内
面積	約 2.5 ha	決定年月日・告示番号	平13.7.6　市告第126号

名称	和泉本町四丁目周辺地区地区計画	位置	狛江市和泉本町四丁目及び西野川三丁目地内
面積	約 7.7 ha	決定年月日・告示番号	平26.12.26　市告第453号 令4.7.7　市告第196号　廃止

名称	多摩川住宅地区地区計画	位置	狛江市西和泉一・二丁目、中和泉四・五丁目及び調布市染地三丁目各地内
面積	約 48.9 ha （狛江市約16.0ha・調布市約32.9ha）	決定年月日・告示番号	平29.9.29　市告第357号 令3.5.31　市告第168号

名称	岩戸北一・二丁目、東野川一丁目周辺地区地区計画	位置	狛江市岩戸北一・二丁目及び東野川一丁目各地内
面積	約 19.9 ha	決定年月日・告示番号	平30.3.30　市告第121号 令2.9.11　市告第242号

名称	一中通り沿道地区地区計画	位置	狛江市和泉本町一・二丁目各地内
面積	約 2.7 ha	決定年月日・告示番号	平31.3.1　市告第62号

名称	国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画	位置	調布市国領町八丁目、狛江市和泉本町四丁目及び西野川三丁目各地内
面積	約 19.3 ha （調布市約11.6ha・狛江市約 7.7ha）	決定年月日・告示番号	令4.7.7　市告第197号

生産緑地地区

地区数	面積
132 地区	約 28.12 ha

都市計画道路

東京都市計画道路

昭和41年7月30日　建設省告示第2430号（都市計画決定）

名称	位置			区域	構造			備考	変更年月日 告示番号 変更内容
路線名	起点	終点	主な経過地	延長	幅員	車線の数	構造		
都市高速道路外郭環状線	世田谷区鎌田二丁目	練馬区大泉町一丁目	世田谷区宇奈根三丁目、喜多見六丁目、狛江市東野川四丁目、調布市入間町二丁目、三鷹市北野四丁目、武蔵野市吉祥寺南町三丁目、杉並区善福寺二丁目、練馬区関町南一丁目、上石神井四丁目、東大泉二丁目	約 18,060 m	40 m	6 車線		出入口8ヶ所	平19.4.6 都告第588号 高架方式から地下方式へ変更等 平27.3.6 都告第318号 地中拡幅部の変更
構造形式の内訳	世田谷区鎌田二丁目	世田谷区宇奈根三丁目		約 630m	30m		嵩上式		
	世田谷区宇奈根三丁目	練馬区大泉町四丁目	（狛江市東野川三丁目、四丁目）	約16,270m	40～93m		地下式		
	練馬区大泉町四丁目	練馬区大泉町一丁目		約 1,160m	64m		掘割式		

幹線街路

昭和37年12月22日　建設省告示第3183号（都市計画決定）
平成元年6月16日　東京都告示第 665号（路線番号変更）

路線番号	路線名	位置	延長（約 m）	幅員（m）	備考
3・4・2	水道道路線	岩戸南四丁目 ～ 東和泉二丁目	1,590	16	昭41.5.7　建告第1399号 起点位置及び延長の変更
3・4・3	喜多見登戸線	岩戸北四丁目 ～ 元和泉三丁目	2,000	16	昭40.11.11　建告第3186号 位置の変更 昭61.3.17　都告第 274号 起点位置、線形及び一部幅員の変更
3・4・4	狛江国立線	東野川一丁目 ～ 西和泉二丁目	2,330	16	昭62.8.13　都告第 910号 一部区域の変更
3・4・5	狛江下布田線	中和泉二丁目 ～ 西和泉二丁目	840	16	
3・4・7	喜多見国領線	岩戸北二丁目 ～ 西野川四丁目	1,520	18	
3・4・8	柴崎駅小足立線	西野川四丁目 ～ 西野川一丁目	560	16	
3・4・16	和泉多摩川藤塚線	東和泉四丁目 ～ 和泉本町四丁目	5,080	16	昭40.11.11　建告第3186号 隅切りの変更 昭60.3.26　都告第 345号 一部幅員の変更
3・4・17	狛江仙川線	元和泉三丁目 ～ 西野川一丁目	2,250	16	
3・4・18	国領狛江吉祥寺線	中和泉五丁目 ～ 猪方二丁目	2,960	16	昭62.8.13　都告第 910号 一部区域の変更 平14.2.6　都告第 128号 路線名の変更
3・4・19	狛江駅南口線	東和泉一丁目 ～ 猪方一丁目	412	16	昭39.1.27　建告第 103号 起点、延長、交通広場面積及び区域の変更
3・4・20	狛江駅北口線	元和泉一丁目 ～ 中和泉一丁目	90	20	昭62.8.13　都告第 911号 起点位置、終点位置、主な経過地、延長、交通広場面積、区域及び位置の変更
3・4・23	稲荷前線	西和泉二丁目 ～ 和泉本町四丁目	1,330	16	

区画街路

昭和60年3月26日　狛江市告示第128号

名称		位置			区域	構造	備考
番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	幅員	
調鉄9付1	区画街路 都市高速鉄道第9号線付属街路第1号線	狛江市東和泉四丁目	狛江市東和泉四丁目	狛江市東和泉四丁目	約 140 m	6 m	
調鉄9付2	区画街路 都市高速鉄道第9号線付属街路第2号線	狛江市東和泉四丁目	狛江市元和泉一丁目	狛江市元和泉一丁目	710	6～10.5	昭62.8.13　市告第41号 終点位置、一部区域及び延長の変更
調鉄9付3	区画街路 都市高速鉄道第9号線付属街路第3号線	狛江市元和泉一丁目	狛江市岩戸北二丁目	狛江市岩戸北一丁目	910	6～7.5	昭62.8.13　市告第41号 起点位置、一部区域及び延長の変更
調鉄9付4	区画街路 都市高速鉄道第9号線付属街路第4号線	狛江市東和泉三丁目	狛江市東和泉一丁目	狛江市東和泉一丁目	810	6	
調鉄9付5	区画街路 都市高速鉄道第9号線付属街路第5号線	狛江市東和泉一丁目	狛江市岩戸北四丁目	狛江市岩戸北三丁目	1,000	6	

都市高速鉄道

昭和60年3月26日　東京都告示第346号

路線名	位置			区域	構造	事業認可 年月日 告示番号
	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	
調布都市計画都市高速鉄道第9号線	狛江市東和泉四丁目	狛江市岩戸北二丁目	狛江市元和泉　丁目	約1,880m	嵩上式	昭61.6.19 建告第1177号 変更 平6.3.8 建告第 540号

都市計画河川

昭和36年3月29日　建設省告示第756号

名称	位置		区域		変更年月日 告示番号 変更内容	事業認可（変更） 年月日告示番号	施行者	備考
河川名	起点	終点	幅員	延長				
野川	調布市深大寺町（深大寺元町三丁目）	狛江市東野川三丁目	33～36 m	約 5,082 m	昭41.1.24 建告第77号 延長、幅員、起点（表示）の変更	昭37.12.22 建告第3184号決定 調布都市計画全延長 昭41.1.24 建告第77号変更 昭43.3.30 建告第696号変更 第3184号の期間延伸	東京都	野川合計延長 18,323.4m 東京　4,650m 調布　5,082.4m 三鷹　2,600m 小金井　4,030m 国分寺　1,870m

高度利用地区

地区名		面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	壁面線の制限	決定年月日 告示番号
狛江市元和泉一丁目、中和泉一丁目及び和泉本町一丁目各地内	A地区	約1.2ha	45/10 以下	9/10 以下	20/10 以上	200㎡ 以上	1.0m 1.5m	平3.2.28 市告第68号
	B地区	約0.2ha	35/10 以下	9/10 以下	20/10 以上	200㎡ 以上	1.0m 1.5m	

公共下水道

決定年月日 告示番号	名称	排水区域面積	下水管渠延長		ポンプ施設		事業認可 年月日 告示番号
			幹線数	幹線延長	名称	面積	
（当初） 昭39.8.26 建告第2391号 （最終） 平10.2.24 市告第 16 号	調布都市計画下水道事業 狛江市公共下水道	582 ha	4 本	3,820m	狛江ポンプ場	350㎡	（当初） 昭44.12.19 都告第1224号 （最終） 令3.3.19 都告第1270号

都市計画公園

種別	決定年月日 告示番号	番号	公園名	位置	面積	変更年月日 告示番号	変更内容	備考
街区公園	昭47.3.28 市告第 62号	2・2・5	三長	狛江市東野川三丁目地内	約 0.10 ha	平27.12.15 市告第473号	区域面積	約 0.10 ha 開設
		2・2・6	中村	狛江市東野川二丁目地内	0.05	昭58.1.19 市告第 74号	区域面積	0.05 開設
		2・2・7	藤塚第一	狛江市和泉本町四丁目地内	0.07			0.07 開設
		2・2・8	藤塚第二	狛江市和泉本町四丁目地内	0.02			0.02 開設
		2・2・9	藤塚第三	狛江市和泉本町四丁目地内	0.35	昭47.12.19 市告第 41号	区域面積	0.28 一部開設
		2・2・10	松原西	狛江市和泉本町三丁目地内	0.05			未開設
		2・2・11	丸山	狛江市和泉本町二丁目地内	0.05			0.05 開設
		2・2・12	宿屋敷	狛江市岩戸北一丁目地内	0.13			未開設
		2・2・13	岩戸	狛江市岩戸北三丁目地内	0.08			未開設
		2・2・15	松原東	狛江市中和泉一丁目地内	0.08			未開設
		2・2・17	寺前第一	狛江市東和泉一丁目地内	0.06			未開設
		2・2・18	寺前第二	狛江市東和泉二丁目地内	0.07			未開設
		2・2・19	玉泉寺前	狛江市東和泉三丁目地内	0.04			未開設
		2・2・20	第二耕地	狛江市東和泉四丁目地内	0.05	平4.3.4 市告第 87号	区域面積	0.03 一部開設
		2・2・21	供養塚	狛江市駒井町三丁目地内	0.13			0.13 開設
		2・2・22	多摩川住宅第一	狛江市西和泉一丁目地内	0.24			0.24 開設
		2・2・23	多摩川住宅第二	狛江市西和泉一丁目地内	0.25			0.25 開設
		2・2・24	多摩川住宅第三	狛江市西和泉一丁目地内	0.20			0.20 開設
		2・2・25	多摩川住宅第四	狛江市西和泉二丁目地内	0.15	令3.5.31 市告第169号	廃止	
		2・2・26	多摩川住宅第五	狛江市西和泉二丁目地内	0.58	令3.5.31 市告第169号	廃止	
		2・2・27	多摩川住宅第六	狛江市西和泉二丁目地内	0.15	令3.5.31 市告第169号	廃止	
	平4.3.4 市告第 87号	2・2・34	和泉多摩川	狛江市元和泉三丁目地内	0.20	平27.12.15 市告第473号	区域面積	0.20 開設
	平27.12.15 市告第473号	2・2・40	駒井	狛江市駒井町二丁目地内	0.44			未開設
	令3.5.31 市告第169号	2・2・41	根川	狛江市中和泉四丁目地内	0.09			0.09 開設
	令3.5.31 市告第169号	2・2・42	水神前	狛江市元和泉二丁目地内	0.03			未開設
近隣公園	昭47.1.14 都告第 36号	3・3・1	前原	狛江市西野川三丁目地内	1.00			1.00 開設
特殊公園	平27.12.15 市告第473号	8・2・3	白井塚	狛江市中和泉三丁目地内	0.15			未開設
		8・2・4	土屋塚	狛江市岩戸南一丁目地内	0.03			0.03 開設
		8・2・5	亀塚	狛江市元和泉一丁目地内	0.03			0.03 開設
		8・2・6	猪方小川塚	狛江市猪方三丁目地内	0.02			0.02 開設

都市計画緑地

種別	決定年月日 告示番号	番号	緑地名	位置	面積	変更年月日 告示番号	変更内容	備考
緑地	昭17.4.30 内告第 269号	2	和泉多摩川	狛江市元和泉二・三丁目各地内	約 20.30 ha	昭47.1.14 都告第 37号	区域面積	約 2.22 ha 一部開設
	昭47.1.14 都告第 37号	3	旧野川	狛江市和泉本町一・二丁目地内、東野川一丁目地内及び西野川一・二丁目地内	2.16	平27.12.15 市告第473号	位置区域面積	2.16 開設
	昭54.12.6 都告第 56号	4	岩戸川	狛江市岩戸南一・二・三・四丁目地内、東和泉二丁目地内、猪方一丁目地内及び駒井町二丁目各地内	1.60	平27.12.15 市告第473号	位置区域面積	1.10 一部開設
	昭32.12.21 建告第1689号	5	多摩川	狛江市宿河原、駒井（元和泉、猪方、駒井町）各地内	62.60	昭42.3.25 建告第834号	区域面積	1.33 一部開設
	平27.12.15 市告第 473号	8	清水川	狛江市東和泉一丁目地内	0.08			未開設
	令3.5.31 市告第 169号	9	根川	狛江市中和泉四丁目、中和泉五丁目、西和泉一丁目及び西和泉二丁目地内	0.81			0.81 開設

特別緑地保全地区

指定番号	名称	位置	面積	決定年月日 告示番号
調布1	狛江弁財天池	狛江市元和泉一丁目地内	約2.10ha	昭62.8.13 都告第895号

一団地の住宅施設

決定年月日 告示番号	名称	位置	面積	団地面積に対する建築密度		住宅予定戸数	変更年月日 告示番号 変更内容
				建築面積の割合	延べ面積の割合		
昭39.1.27 建告第101号	多摩川	調布市染地三丁目及び狛江町和泉（狛江市西和泉）各地内	約48.9ha	26%以下	60%以下	3,874戸	平29.9.29 市告第356号 廃止
昭39.6.22 建告第1531号	神代	調布市西つつじヶ丘四丁目及び狛江市西野川一・二・四丁目各地内	約22.1ha	30%以下	90%以下	2,142戸	昭40.3.31 建告第1084号 住宅経営事業の執行年度割の変更 昭61.8.12 都告第871号 建築物の限度、住宅戸数及び公共・公益的施設の変更

市街地再開発事業

名称	位置	面積	決定年月日・告示番号
狛江駅北口第1地区 第一種市街地再開発事業	狛江市元和泉一丁目及び中和泉一丁目各地内	約 1.0 ha	平3.2.28　都告第194号
狛江駅北口第2地区 第一種市街地再開発事業	狛江市元和泉一丁目、中和泉一丁目及び和泉本町一丁目各地内	約 0.2 ha	平4.3.27　都告第356号

市街地再開発促進区域

名称	位置	面積	決定年月日・告示番号
狛江駅北口地区 市街地再開発促進区域	狛江市元和泉一丁目、中和泉一丁目及び和泉本町一丁目各地内	約 0.4 ha	平3.2.28　市告第67号

土地区画整理事業

名称	位置	面積	施工期間
猪方	猪方四丁目及び駒井町三丁目	5.4ha	昭和30年度 ～ 昭和37年度
供養塚	駒井町三丁目	2.9ha	昭和33年度 ～ 昭和41年度
駒井町上村中	駒井町一丁目	2.0ha	平成9年度 ～ 平成13年度
東野川四丁目	東野川三・四丁目	2.4ha	平成12年度 ～ 平成14年度

駐車場

決定年月日 告示番号	名称	位置	面積	構造階層	備考
平4.12.25 市告第93号	狛江駅北口自動車駐車場	狛江市元和泉一丁目地内	約 0.31 ha	地下1層	駐車台数　100台